▲ 貨物概要

焼結マグネシアと溶融マグネシア(電融)を混合した耐火性の製品

製法:天然のマグネサイト→①焼成し、粒度調製したものと②電融し、

粒度調製したものを混練→梱包

性状:ペールオレンジ色の粉粒状

成分:酸化マグネシウム

用途:製鋼用電気炉の粉粒状スタンプ材

♣ 分類

関税率表第 3824.99 号 - 4 (統計番号 3824.99-999) の他の項に該当しないその他の化学工業調製品

→ 分類理由

本品は、製法及び粒度の異なる2種類の酸化マグネシウム(マグネシア) を混合したものであり、関税率表第25類注1に規定する処理方法を超える 加工により得られたものと認められることから、同表第25.19項のマグネシ アには分類されません。

また、本品は、製鋼用電気炉に用いられるスタンプ材として使用されるものであるが、その成分は酸化マグネシウムのみであり、結合剤等を含まないことから、セメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品とは認められず、同表第 38.16 項にも分類されません。

したがって、本品は、他の項に該当しないその他の化学工業調製品として 同表第38.24項及び同表解説第38.24項の規定により、上記のとおり分類されます。

♣ 分類のポイント

電融により得られた酸化マグネシウムと焼結により得られた酸化マグネシウムは、それぞれ単独では関税率表第 25.19 項に分類されるものであるが、それぞれ構造及び性質が異なることから、これらを混合した酸化マグネシウムは、同表第 25 類注 1 及び同表解説第 25 類総説の規定により、第 25.19 項には分類されません。

^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)